

とびら



No. 103

(令和2年12月議会を掲載)



特集 ガールスカウト×市議会



ガールスカウト
茨城県第41団

— CONTENTS —

特集 ガールスカウト×市議会 2・3頁

12月議会の概要……………4～8

意見書を提出……………9

常任委員会の活動……………10・11

きかせて！あなたの夢……………12

※一般質問は中止となりました

次号の「とびら」は、
令和3年5月1日発行予定です



リーダーシップ能力

ガールスカウト×市議会

様々な活動を通して、学校や家庭では経験できない多くのことを学ぶことができるガールスカウト。今回は、まちづくり市民センターで日々活動に励む、ガールスカウト茨城県第41団の石本団委員長と保護者の皆様にお話を伺いました。

議 いつからの活動ですか？

茨城県第41団は平成16年に発団し、今年で17年目です。ガールスカウトは1910年にイギリスで始まり、1920年に日本に伝わってから今年で100周年になります。ガールスカウトは、世界150か国と地域に約1000万人の会員がおり、茨城県では27団、約1000人の会員が活動しています。少女と女性のための団体で、就学1年前の少女（5歳）から終生、女性ならどなたでも参加できる活動です。現在私たちは、高校生までの11人、成人女性まで含め30人ほどで活動しています。

議 どのような活動をしているのですか？

月2回ほど、3つのポイントを軸に活動をしています。興味を持ったことに挑戦し、自分で考えて実行する力を身につける「自己開発」、様々な人との交流を通じてお互いを尊重しあうことを学ぶ「人とのまじわり」、野外活動を通じて命や自然の大切さを身近に感じる「自然とともに」。これらの活動を通して、少女と女性のみで環境で、男性の存在による先入観に捉われることなく、自分たちで解決する力が身につきます。様々な挑戦の積み重ねにより、自ら考え行動する力、高いコミュニケーション能力、独りよがりではないリーダーシップ能力が培われます。





挑戦の積み重ねで育む

議 保護者の皆様から見たガールスカウトの魅力を教えてください。

学校では教えてくれない体験や経験を通して、自発性や生活の知恵を身につけ、壁や問題が生じれば自分の頭で考えて行動できる人間として成長してくれていることを感じます。

また、兄弟姉妹の少ない中で、年長者を敬い、年少者をいたわるといふ上下の関係が自然に身につけているような気がします。何より本人も楽しく活動しており、少女から成人の女性まで、姉妹として家族同然の仲間ができます。

議 指導をしていて嬉しかったことは何ですか？

自分の団で育っていった子どもたちが大きくなり、夏休みなどに帰ってきてキャンプなどを手伝いながら次の子どもたちを指導してくれることなど、次代へと続いていく姿を見ることが嬉しいですが、ただ、団員が増えないことが悩みです。

議 市に期待することは何でしょうか。

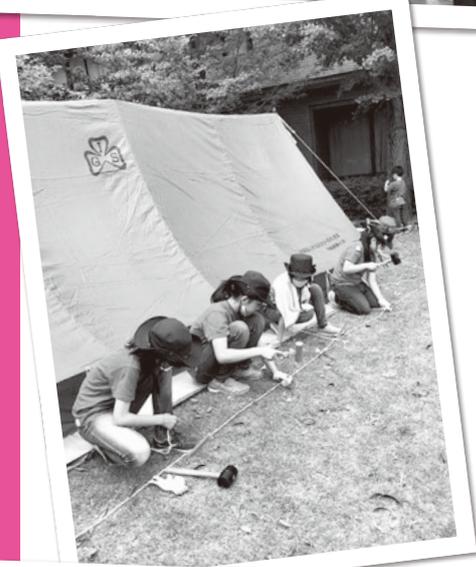
ガールスカウトが世界的に認められた活動であることをこれまで以上に発信していただけると、41団の地位も向上し、市も一緒に応援してくれていることが皆様に伝わると思います。団員の増加にもつながると思いますので、よろしくお願いいたします。

団員募集

活動日：第2・第4日曜日など
 時間：10:00～12:00など
 場所：鹿嶋市まちづくり市民センター
 対象：年長児以上の女子
 費用：年額20,400円
 (大人1名・子ども1名の場合)

申し込み・問い合わせ

石本さん ☎0299-84-1867



こんなことが決まりました！

11月30日～12月15日の16日間、令和2年第4回定例会が開催されました。市長から提出された26件の議案や、議会へ提出されている2件の請願、委員会や議員から提出された2件の意見書を審議しました。議決結果は次のとおりです。



議案番号	議案名	概要	結果
市長から提出された議案 26件			
議案第50号	令和2年度鹿嶋市一般会計補正予算(第10号)	歳入歳出それぞれ5億54万8千円を追加し、総額337億3,067万5千円とするもの。	原案可決
議案第51号	令和2年度鹿嶋市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	歳入歳出それぞれ2,521万7千円を追加し、総額74億5,296万4千円とするもの。歳入としては、繰越金の増、歳出としては、総務費の増、国民健康保険事業費納付金の増など。	原案可決
議案第52号	令和2年度鹿嶋市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出それぞれ2,139万8千円を追加し、総額7億8,553万6千円とするもの。歳入としては、繰入金金の増、諸収入の増、歳出としては、後期高齢者医療広域連合納付金の増、諸支出金の増。	原案可決
議案第53号	令和2年度鹿嶋市介護保険特別会計補正予算(第2号)	歳入歳出それぞれ2,365万7千円を追加し、総額45億5,098万9千円とするもの。歳入としては、国庫支出金の増、支払基金交付金の増、県支出金の増、繰入金金の増、歳出としては、保険給付費の増、地域支援事業費の増、総務費の減、積立金の減。	原案可決
議案第54号	令和2年度鹿島臨海都市計画事業鹿嶋市平井東部土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出それぞれ1,417万円を追加し、総額1億4,417万円とするもの。歳入としては、平井東部土地区画整理事業基金繰入金金の増、歳出としては、補償、補填及び賠償金の増。	原案可決
議案第55号	令和2年度鹿嶋市下水道事業会計補正予算(第2号)	収益的収支について、既定の支出予算総額に、営業費用を追加し、総額14億4,328万3千円とするもの。資本的収支について、既定の支出予算総額に、建設改良費を追加し、総額11億2,349万4千円とするもの。	原案可決
議案第56号	鹿嶋市手数料徴収条例の一部を改正する条例	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、個人番号通知カードが廃止されたことに伴い、同カードの再交付手数料に係る規定の削除等を行うため、条例の一部を改正するもの。	原案可決
議案第57号	鹿嶋市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	民間給与との較差是正のための人事院勧告及び国家公務員に係る一般職の給与に関する法律改正に準じて、期末手当の引下げを行うため、関連する条例の一部を改正するもの。	原案可決
議案第58号	鹿嶋市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	一般職の職員に準じ、市長等の期末手当の引下げを行うため、条例の一部を改正するもの。	原案可決
議案第59号	鹿嶋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	租税特別措置法及び地方税法の改正に伴い、国民健康保険税の軽減判定に係る所得基準の見直し等を行うため、条例の一部を改正するもの。	原案可決
議案第60号	鹿嶋市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	地方税法の改正に伴い、文言を整理するため、条例の一部を改正するもの。	原案可決
議案第61号	鹿嶋市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	地方税法の改正に伴い、文言を整理するため、条例の一部を改正するもの。	原案可決
議案第62号	鹿嶋市教育委員会委員の任命について	鹿嶋市教育委員会委員の任命に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるもの。 ・信樂 愼 氏(再任)	原案同意
議案第63号	鹿嶋市老人福祉センターの指定管理者の指定について	鹿嶋市老人福祉センターの指定管理者として、社会福祉法人鹿嶋市社会福祉協議会を指定するもの。	原案可決
議案第64号	鹿嶋市シルバーワークプラザの指定管理者の指定について	鹿嶋市シルバーワークプラザの指定管理者として、公益社団法人鹿嶋市シルバー人材センターを指定するもの。	原案可決
議案第65号	高松緑地(公園部分)の指定管理者の指定について	高松緑地(公園部分)の指定管理者として、特定非営利活動法人かしまスポーツクラブを指定するもの。	原案可決
議案第66号	訴訟の和解について	鹿嶋市平井東部土地区画整理組合が法律上の原因なくして不当に保留地を廉価処分したことに起因して提起した訴訟事件について、水戸地方裁判所から和解勧告がなされたため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるもの。	原案可決

討論は
6ページ

討論は
6ページ

審査は
11ページ

審査は
11ページ

審査は
11ページ

議案第67号	財産の取得について	学習用ドリル教材ソフトウェア等を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるもの。	原案可決
議案第68号	財産の取得について	市立小中学校に整備する大型電子黒板等を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるもの。	原案可決
議案第69号	鹿嶋勤労文化会館及び鹿嶋市ときどきセンターの指定管理者の指定について	鹿嶋勤労文化会館及び鹿嶋市ときどきセンターの指定管理者として、公益財団法人鹿嶋市文化スポーツ振興事業団を指定するもの。	原案可決
議案第70号	鹿嶋市立カシマスポーツセンター外3施設の指定管理者の指定について	カシマスポーツセンター、ト伝の郷運動公園多目的球技場、大野第一球場及びはまなす公園球場の指定管理者として、特定非営利活動法人鹿嶋市体育協会を指定するもの。	原案可決
議案第71号	鹿嶋市立北海浜多目的球技場外3施設の指定管理者の指定について	北海浜多目的球技場、まちづくり市民センター（体育館・庭球場）、高松緑地（プール・多目的球技場・野球場・庭球場・クラブハウス）及び高松球場の指定管理者として、特定非営利活動法人かしまスポーツクラブを指定するもの。	原案可決
議案第72号	令和2年度鹿嶋市一般会計補正予算（第11号）	歳入歳出それぞれ240万円を追加し、総額337億3,307万5千円とするもの。歳入としては、財政調整基金繰入金金の増、歳出としては、県による営業時間短縮要請協力金への市独自の上乗せ支給分。	原案可決
議案第73号	令和2年度鹿嶋市一般会計補正予算（第12号）	歳入歳出それぞれ1,435万円を追加し、総額337億4,742万5千円とするもの。歳入としては、国庫支出金の増、歳出としては、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業。	原案可決
報告第12号	専決処分について（令和2年度鹿嶋市水道事業会計補正予算（第2号））	債務負担行為の限度額を3億5,678万円から4億72万3千円に改める補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったため、議会の承認を求めるもの。	原案承認
報告第13号	専決処分について（令和2年度鹿嶋市一般会計補正予算（第9号））	繰越明許費に支庁舎管理経費を設定する補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったため、議会の承認を求めるもの。	原案承認

議会へ提出された請願 2件

令和2年請願第1号	国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願	国の関係機関へ、意見書第12号の提出を求めるもの。	採 択
令和2年請願第5号	所得税法第56条廃止を求める意見書に関する請願書	「所得税法第56条」を見直し、家族従業者への「働き分（自家労賃）」を認め、その支払い分を必要経費に算入出来るよう、国の関係機関へ意見書の提出を求めるもの。	不 採 択

委員会から提出された議案 1件

意見書第12号	「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改定を求める意見書	刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求め、国の関係機関へ意見書を提出しようとするもの。	原案可決
---------	-----------------------------	--	------

議員から提出された議案 1件

意見書第13号	歴史資料館、子育て支援施設の建設計画及び関鉄跡地駐車場の整備等については、市民の十分な理解を得るまで計画の凍結を求める意見書	令和2年11月末に本市が発表した、歴史資料館、子育て支援施設の建設計画及び旧関鉄バスターミナル跡地の駐車場整備計画については、市民の理解が得られるまでは計画を凍結し、まずは新型コロナウイルス対策や、市民生活の立て直しに予算を配分していくことが最重要だと考え、市長に予算凍結を求め、意見書を提出しようとするもの。	否 決
---------	--	---	-----

全文は
9ページ

討論は
6ページ

議員賛否一覧表

賛成=○、反対=×、棄権=△、欠席=-

※篠塚洋三議長は、採決に加わりません。

賛否が分かれた議案・請願と議員(会派)の賛否結果	未来かしま								公明かしま		日本共産党		幹 会		無所属				
	飯塚俊雄	内田政文	根崎彰	池田芳範	坂本仙一	小池みよ子	栗林京子	小松崎敏紀	笹沼康弘	山口哲秀	樋口富士男	立原弘一	川井宏子	宇田一男	菅谷毅	舛井明宏	田口茂	河津亨	佐藤信成
議案第57号 鹿嶋市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	×	×	○	○	○	○	-	×	○
議案第58号 鹿嶋市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	-	×	○
令和2年請願第5号 所得税法第56条廃止を求める意見書に関する請願書	-	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
意見書第13号 歴史資料館、子育て支援施設の建設計画及び関鉄跡地駐車場の整備等については、市民の十分な理解を得るまで計画の凍結を求める意見書	-	×	×	×	×	×	×	×	×	-	×	○	○	○	○	○	○	○	○



新型コロナウイルス対応に関する補正予算、所得税法に関する請願や宮中地区賑わい創出事業に関する意見書などについて審議

討論

■議案第50号 令和2年度鹿嶋市一般会計補正予算（第10号）

歳入の主なものとしては、地方交付税、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、土地売却収入など。歳出の主なものとしては、自立支援給付事業1億8479万3000円、新型コロナウイルス感染症対策医療機関等支援給付金など4614万5000円、団体宿泊費助成金1800万円、道路維持補修費3900万円、中学校大規模改造事業6770万円など。

賛成 宇田一男議員

新型コロナウイルス感染症に関する支援対策が盛り込まれた補正予算である。短縮営業を強いられた市内事業者の支援、日夜コロナ感染症検査などに対応いただいている医療機関への支援であり、大変評価できる。交付金等の有効な活用により、市民の

安心が確保できるよう今後も取り組むとともに、地域事情に沿った市独自対策事業についても検討、実施をお願いし、賛成とする。

■議案第57号 鹿嶋市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

民間給与との較差是正のための人事院勧告及び国家公務員に係る一般職の給与に関する法律の改正に準じて、期末手当の引下げ（0・05月分）を行うため、関連する条例の一部を改正するもの。

反対 立原弘一議員

民間の労働者の減額分については、国がきちんと補償する。そして、公務員についても決して下げることがなく、民間も公務員も給与を逆に上げ、このコロナ禍の経済を維持していくという発想こそが今求められているということを強く申し上げ、反対とする。

■令和2年請願第5号 所得税法第56条廃止を求める意見書に関する請願書

「所得税法第56条」を見直し、家族従業者への働き分（自家労賃）を認め、その支払い分を必要経費に算入出来るよう、国の関係機関へ意見書の提出を求めるもの。

賛成 川井宏子議員

零細中小業者、自営業者の方たちは、これまで地域の担い手として経済の発展に貢献してきた。そして、これからも頑張っていたただかなければ地域経済は成り立たない。経営が苦境に立たされている零細中小業者のこれからを後押しするためにも、市議会として採択する内容だと考え、賛成とする。

■意見書第13号 歴史資料館、子育て支援施設の建設計画及び関鉄跡地駐車場の整備等については、市民の十分な理解を得るまで計画の凍結を求める意見書

令和2年11月末に本市が発表した歴史資料館、子育て支援施設の建設計画及び旧関鉄バスターミナル跡地の駐車場整備計画については、市民の理解が得られるまでは計画を凍結し、まずは新型コロナウイルス対策や市民生活の立て直しに予算を配分していくことが最重要だと考え、市長に予算凍結を求め、意見書を提出しようとするもの。

反対 内田政文議員

鹿嶋市中心市街地活性化基本計画に位置づけた事業に対し、暮らしにぎわい再生事業や、都市再生整備計画事業の国庫補助金を最大限に有効利用し、市の負担を軽減させる事業計画、スケジュールも示された。この補助金活用については、期限もあるため、このスケジュールを進めていただくのがベターであると考え。また、全国的に観光事業が重要視されている中で、アフターコロナの対策の観点からも必要な政策であると考え、反対とする。

賛成 舛井明宏議員

二転三転したこれまでの経過を丁寧に示し、なぜ今2か所で歴史資料館と子育てセンターを造ることになったのか、本当に市民はこの場所に必要としているのか、利用者である市民の声を聞かなければならない。また、新型コロナウイルス感染症で大きな影響を受けている市民のために、あらゆる施策に投入することは市政を考える中では第一義に注力していかなければならないと考え、賛成とする。

反対 栗林京子議員

鹿嶋の魅力を発信する拠点として鹿島神宮宝物館の近くに歴史資料館を持つと考え、理解している。子育て支援施設は、老朽化した施設を集約するということで今の場所を提案されており、宮中地区以外の子どもたちにも祭頭祭などに触れていただき郷土愛を育んでいただきたい。閑鉄跡地の駐車場は、今後、災害避難拠点の場所として提案されており、また、宮中地区の参道の民間駐車場が満車になったときの受入れスペースと考えている。以上の理

由から反対とする。

賛成 宇田一男議員

地域経済が疲弊している中において、行政としても様々な支援が今後必要となることから、財源を確保するためには優先順位を考えながら進めていくべき。また、施設配備計画については二転三転するなど、本来の地方創生の意味、都市機能の基盤強化、雇用の創出、そのもの自体がどういうものなのか、市民の理解が深まっていない。建設の是非を問うものではなく、コロナ、地方創生の在り方を問うために、一旦凍結という形を取りながら、市民判断を仰ぐということは適切だと考えるため賛成とする。

反対 山口哲秀議員

複合館を分離することで建設コストが大きくなると懸念されたが、今回の見直し計画では、歴史資料館が既設の施設をリノベーションし、反対に10億円の削減をしているというところから考えても、賛同するところである。コロナが終息したときに即座に本市としても立ち直っていく重要な稼ぐ力、また経済力・活力の

向上のために資する事業であり、予定どおり進めることが最も必要だと考え、反対とする。

賛成 立原弘一議員

今は立ち止まって、住民の皆さんをどうやって守るのか、商売を守るのか、そういうところを真剣に考えなければならないときであり、コロナ禍をどうやって乗り切るかという方向に考え方も予算も集中すべきであるということを申し上げ、賛成とする。

反対 小松崎敏紀議員

市においても市民の皆様の生活を崩壊させないような支援や中小企業を組織的に潰さないように経済的な支援も行っている。また、アフターコロナを考えれば、現状よりもさらに仕事をつくっていくということが大切だと考えている。そのために、当初の計画どおり進むことによって、公共工事の計画など、市の向かう方向性の計画をきちんと進めるということは大事なことだと考え、反対とする。

賛成 菅谷 毅議員

コロナ禍の中であれば、この計画を一旦止めることも市民の理解が得られる唯一のタイミングと考える。市民の声をもう一度確認する必要がある。また、「補助金がついて、起債が9割だ」「わずかな財源で事業が進められる」と言っているが、補助金も税金、起債も将来に負担となる税金である。3月議会では、新年度予算が上程されることになるが、今からこの予算編成に向けての議論をしていかなければいけない。この12月議会で意見書を提出し、早目に来年度の体制を整えなければならない。以上の理由から賛成とする。

反対 樋口富士男議員

歴史資料館の建設計画の変更は唐突ではあるが、分離することにより、当初の金額よりも約10億円も下げている。市も「子育てするなら鹿嶋市で」とうたっているため、凍結よりも、子育てのための施設は早急に進めてほしい。そして、子育てする方たちの応援になってほしいと考え、反対とする。

賛成

川井宏子 議員

今、国に求めていくのは、医療の現場、福祉の現場、そして市民の皆さん一人一人の生活の状況に対する支援が一番大切なのではないか。市民の皆さんと意見交換をしながら、議員はその声を届ける役割というところで考えた場合、凍結をしていく方向が一番大切であるという立場で賛成とする。

反対

小池みよ子 議員

ここで凍結してしまうことは、今までの努力が水の泡となってしまう、後退とも取られかねない。近い将来、コロナは沈静そして終息するものと確信している。今は、アフターコロナを目線の先に置き、コロナが終息した後には鹿嶋が発展していくよいうこの事業を推進していくべきと考え、反対とする。

賛成

河津 亨 議員

今回の凍結は、市民の十分な理解を得るまでの必要期間であると考え、言い換えれば、市

民の声を聞かずに進めてきた結果が今の結果であるならば、我々こそいま一度立ち止まって市民の声を聞き、そしてよりよいものを造っていくための準備期間とするべきではないのか。その期間だと思えば、国の補助期間の逆算しても十分な時間があると考え、賛成とする。

反対

笹沼康弘 議員

観光という視点からこの賑わいを取り戻そうということはもちろんであるが、今回の宮中賑わい事業は、未来の子どもたちへの投資であると考え、子育て、子ども、高齢者、そして障がい者を含めた未来の共生社会も見据えることができるビジョンの第一歩になると考える。ピッチはチャンスと捉え、未来への子どもたち、その希望としての投資を断りたいと考え、反対とする。

賛成

田口 茂 議員

重点プロジェクト推進室が今年で7年目である。まずもって

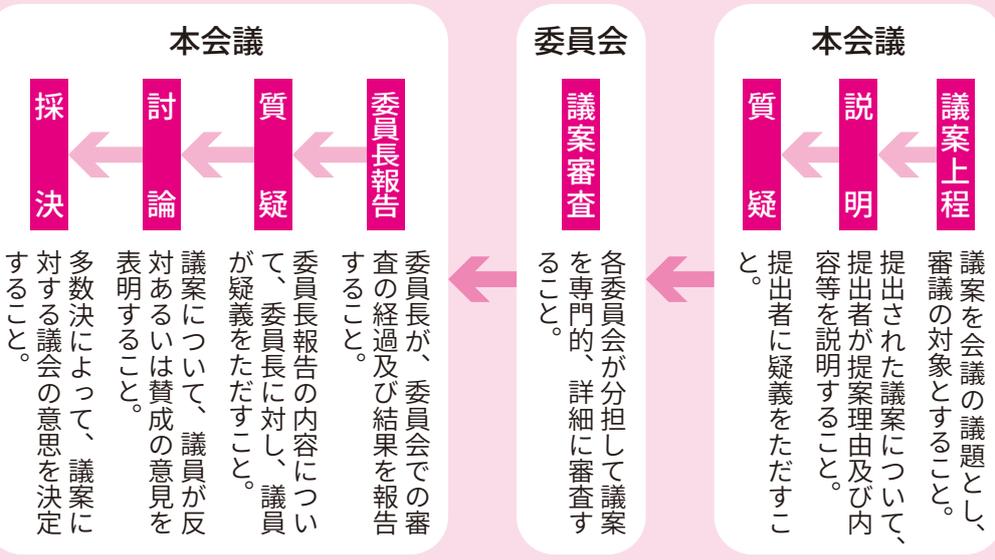
執行部もそれに携わる議会もしっかり総括することが必要であると考え、中身より一度立ち止まり、凍結をして、これまでの総括をしてはいかかがか。コロナ禍という人類がかつて経験したことのない経験に心配している。私は、しっかりと市民アンケートや市民に会報等で訴えながら、是非を問えるような運動をしていきたいということをお願いし、賛成とする。

反対

根崎 彰 議員

意見書は、国、県あるいは関係省庁と決められているところであり、決議として出されるのが適当。また、この凍結議案は、明確な議会の意思として、凍結には反対であるとの議決がなされている。歴史を大切にすると、子どもたちの未来を保障するまちの2つが相まってこそ、まちの発展がある。今回、一体整備を図る計画であったものを、分離した形でそれぞれ施設整備をすることもコロナ禍における先見的な政策であると考え、反対とする。

議案採決の流れ



国の関係機関に 意見書を提出しました



「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の 改定を求める意見書

【提出先】内閣総理大臣、法務大臣

罪を犯していない人が、犯罪者として法による制裁を受ける。これは、冤罪です。冤罪は人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものです。冤罪はあってはならないと、誰しも認めることでありながら後をたちません。

2010年の足利事件に始まり、布川事件、東電OL事件、東住吉事件、そして昨年3月の松橋事件に至るまで、無期懲役という重罰事件の再審無罪が続きました。最近も、殺人罪で12年の有期刑満期後に再審を申し立てた湖東記念病院人工呼吸器事件で、今年4月に再審無罪が確定したばかりです。また2014年には、元プロボクサーの袴田巖さんが47年ぶりに死刑囚監房から解放されるという歴史的な出来事もありました。

しかし、これらの事件で再審開始が認められて無罪となる過程では、つねに検察による甚大な妨害が立ちはだかっています。

その大きな壁の一つは、検察が捜査で集めた証拠を隠匿し、証拠を開示しないことです。再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から、新規・明白な無罪証拠を提出することが求められます。ところが、証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察・検察の手にあるだけでなく、当事者主義の名の下に、それらは開示する義務はないとされ、しばしば無罪証拠が隠されたまま、有罪が確定する事例が後を絶ちません。

無罪となった再審事件で、「新証拠」の多くが、実は当初から検察が隠し持っていたものであった事実には、心が凍る恐怖を覚えます。無罪証拠が当初から開示されていたら、冤罪は生まれず、当事者の人生は全く別のものとなっていたからです。

通常審では、公判前整理手続きを通じて、不十分ながらも一定の要件で証拠開示が制度化されました。しかし再審における証拠開示には、何一つルールがありません。その結果、証拠が開示されるか否かは裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられることとなり、法の下での平等原則さえも踏みにじられています。

次に大きな壁は、再審開始決定に対する検察による不服申立てが許されていることです。大崎事件の原口アヤ子さん（90歳を超えました）は、検察の即時抗告、さらに特別抗告により、再審が未だ実現されていません。袴田事件は検察の即時抗告によって再審開始決定が取り消され、再審請求審が無用に長期化しています。名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんにいたっては、1964年一審無罪判決、2005年再審開始決定を得ながら、検察の即時抗告、異議申立てにより、89歳で無念の獄死をとげられました。

公益の代表という検察官の法的地位からしても、裁判所の決定にいたずらに逆らい、こうした悲劇をくり返すことに、法的な制限を加える必要があることは明確です。

このように、再審における証拠開示制度の確立、検察官の上訴制限が、無辜の救済のための焦眉の課題です。

現行の刑訴法の再審の規定は、日本国憲法39条を受けて不利益再審の規定を削除しただけで、大正時代の旧刑訴法のままです。現行の再審規定のルーツである職権主義のドイツもすでに50年以上前に再審開始決定に対する検察上訴を禁止しています。

また、証拠開示については、2016年の刑事訴訟法の「改正」の附則において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示」について検討をおこなうとしており、政府はこれをふまえ、証拠開示の制度化をおこなうことが求められています。

無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するために、いまこそ次の点について「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を行うことを要請します。

1. 再審における検察所持証拠の全面開示
2. 再審開始決定に対する検察の不服申立て（上訴）の禁止

新型コロナウイルス感染症に対応するための補正予算等を審査

予算決算常任委員会では、7件の補正予算、2件の専決処分等の報告を審査しました

主な質疑

■議案第50号 令和2年度鹿嶋市一般会計補正予算(第10号)

予 算 決 算 常 任 委 員 会

問

D_X推進事業について、詳細な内容と方向性は、今回委託する内容は、D_Xに関する職員の理解度を深めるための専門家による研修や市役所内の現状把握を実施するもの。その後、電子決裁関連のシステムを整理していきたい。本事業は市のD_X推進の第一歩であり、何が必要か、最適かをまとめていきたい。

※D_X（デジタルトランスフォーメーション）：デジタル化により社会的課題を解決したり人を豊かにする変革をもたらすこと。

問

新型コロナウイルス感染症対策協力金について、「いばらきアマビエちゃん」に登録した事業所に1件3万円とのことだが、登録以外に条件はあるのか。

答

県条例に基づき「いばらきアマビエちゃん」に登録することを義務付けられている事業者であつて、登録していること。店舗、事業所、施設等を管理している法人または個人事業主であること。ガイドラインに基づき、感染防止策を実施していること等が要件となっている。

※いばらきアマビエちゃん：感染防止に取り組んでいる事業者を応援するとともに、感染者が発生した場合にその感染者と接触した可能性がある方に対して注意喚起の連絡をする感染拡大防止システム。

採決の結果、全ての議案について全員賛成で、原案のとおり可決・承認すべきであると決定しました。

刑事訴訟法に関する請願や所得税法第56条廃止に関する請願を審査

総務生活委員会では、1件の議案と2件の請願を審査しました。

■令和2年請願第1号 「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書」の提出を求める請願

刑事訴訟法の再審規定の改正を求め、検察手持ち証拠の全面開示、検察の不服申し立ての禁止を内容とする意見書の提出を求めるもの

【賛成討論】

・今後は国会において議論を深めていくべきである。
・再審容認数の実績等を勘案すれば、申立てが被告側なのか検察官側なのかで不公平がある。

■令和2年請願第5号 所得税法第56条廃止を求める意見書に関する請願書

家族従業者への働き分を認め、その支払い分を必要経費

に算入出来るよう、所得税法第56条の見直しを内容とする意見書の提出を求めるもの。

【賛成討論】

・家族という理由で控除額が少ないのは間違いである。
・正当な控除を受けられないのは納得できない。
・申告方法で不利益が生じるのは公平ではない。

【反対討論】

・控除を受ける方法として青色申告の方法があり、それが推進されている。
・所得税法と差別の問題が一緒になって議論されている。

採決の結果、議案第56号及び請願第1号は全員賛成でそれぞれ可決・採択すべきであると決定しました。また、請願第5号については、可否同数により、委員長において不採択とすべきであると決しました。

総 務 生 活 委 員 会

GIGAスクール構想の推進に伴う 財産取得についての議案等を可決

文教厚生委員会では、10件の議案を審査しました。

主な質疑

■議案第67・68号 財産の取得について

ICT（情報通信技術）を活用した教育を目的とする、市立小中学校への一人一台学習用端末導入に併せ、学習用ドリル教材ソフトウェアや大型電子黒板等を取得するもの。

問 納品時の初期設定は、契約の範囲で行われるのか。

答 校内教育用無線LANの接続や初期設定後の動作確認等の検証を経て納品となる。

問 導入するソフトウェアの評価は。

答 様々なソフトウェアを比較した中で、先生方

の評価がよかった。また試験的に導入した市内中学校からもよい評価が得られている。

問 財産取得の財源は。

答 全額地方創生臨時交付金を活用する。

意見 学習用端末等が、登下校時の荷物負担にならないよう配慮すべき。

採決の結果、審査した議案は全て全員賛成で、原案のとおり可決すべきであると決定しました。

※「財産の取得」については、二千万円以上の動産の買入れ等を行う場合、議会の議決が必要であると定められています（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例）

都 市 経 済 委 員 会

高松緑地公園の指定管理者及び 訴訟の和解について審査

都市経済委員会では、指定管理者の指定及び訴訟の和解についての議案2件を審査しました。

主な質疑

■議案第65号 高松緑地（公園部分）の指定管理者の指定について

高松緑地公園（公園部分）の指定管理者として、特定非営利活動法人かしまスポーツクラブを指定するもの。指定期間は令和3年4月1日から1年間。

問 指定期間がこれまでは5年間だったが、今回はなぜ1年なのか。

答 市の3つの大きな都市公園（ト伝・はまなす・高松）について包括的民間委託（バンドリング）事業の導入を検討しており、今後変更もあり得るので、とりあえず準備期間として1年間とした。

■議案第66号 訴訟の和解について
鹿嶋市平井東部土地区画整理組合が、不当に保留地を廉価処分したことに起因して、市が提起した訴訟事件について和解をしようとするもの。

和解内容：被告は市に対し買戻しを受けた保留地を引き渡し、市は被告に対し売買代金を支払う。

意見 ・区画整理事業の収束を。
・市が組合から事業を引き継ぎ、事業収束に導く過程を詳細に記録しておくべき。

議案第65号及び第66号については現地調査も含め慎重に審査し、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきであると決定しました。

—鹿嶋っ子の夢、
応援しています—

きかせて！
あなたの夢



頼れる兄貴分のよ うな教師に

私の将来の夢は、学校の先生になることです。授業が面白く、とてもフレンドリーな先生に社会科や部活動で教わっているのですが、その先生に憧れたことがきっかけです。社会科と言っても歴史よりも地理が好きで、東南アジアをはじめ、いろいろな国に行ってみたいです。そして、その体験談を授業に生かし、生徒にとって頼れる兄貴分のような教師になりたいです。

鹿嶋市はとても住みやすい街ですが、路上に

ごみが落ちていたり、雑草が生い茂っていたりすることが残念です。

2021年にはオリンピックが開催され、海外の人たちがたくさん来訪すると思いますが、来ていただいた方々に満足してもらえるようおもてなしができる街になってほしいと思います。

今回は、初のリモートでのインタビューでした。音声が入り切れたり、タイムラグがあったりとご迷惑をかけたと思いますが、大和さんの明快な答えと笑顔に、私たちも随分と助けられました。自分の理想とする教師に是非なっってください。期待しています！(樋口・小松崎)

議 会 T O P I C S

10月28日(水)、議会のICT導入について取手市議会を視察しました

コロナ禍において、日本のデジタル化が大幅に遅れていることが浮き彫りとなり、行政のデジタル化が急務となっています。本市議会においても、デジタル化が課題となっているため、その先進的事例を学ぶべく、取手市議会にお伺いしました。視察では取手市議会の議長にもご出席いただき、ICT導入の経緯や運営方法などについて丁寧にご説明をいただきました。



新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一般質問などを中止としました

市内においても、新型コロナウイルス感染症が拡大しております。議会ではさらなる拡大を防止するため、以下の①～③を中止いたしました。

今後も感染症の拡大防止に努めてまいります。

- ① 12月定例会一般質問
- ② 高校生との意見交換会
- ③ 議会報告会



次回定例会の 開会予定は 2月26日(金)

2/26 (金)	本会議・開会
3/3 (水)	本会議・一般質問
4/4 (木)	※5日は予備日
5/5 (金)	
8 (月)	本会議・質疑、委員会付託、 予算決算常任委員会
10 (水)	予算決算常任委員会
12 (金)	常任委員会
15 (月)・16 (火)	予算決算常任委員会
17 (水)・22 (月)	
24 (水)	本会議・委員長報告、討論、 採決、閉会

※変更の場合があります。詳細はHPでお知らせします。
<https://www.city.kashima.ibaraki.jp/site/19gikai/>

編 集 後 記

笹沼康弘

自ら考え行動する力、高いコミュニケーション能力、独りよがりではないリーダーシップ能力が培われるガールスカウトが、1920年に日本に伝わってから今年で100周年。女性活躍といわれる昨今、次の時代を切り拓く未来人としての力強さを感じる取材でした。男性である自分としては、お互いを尊重し、支えあえる関係を築くために、改めて、男としての「優しさ」のあるべき姿を考えさせられる時間となりました。

◆ 広報広聴委員会

- | | |
|------|-------|
| 委員長 | 小池みよ子 |
| 副委員長 | 樋口富士男 |
| 委員 | 菅谷宏毅 |
| 委員 | 菅谷宏毅 |
| 委員 | 小松崎敏子 |
| 委員 | 笹沼康弘 |
| 委員 | 井沼明弘 |